地区まちづくり構想の進め方について

地域で進めるまちづくり

都市計画課

日本の人口推移

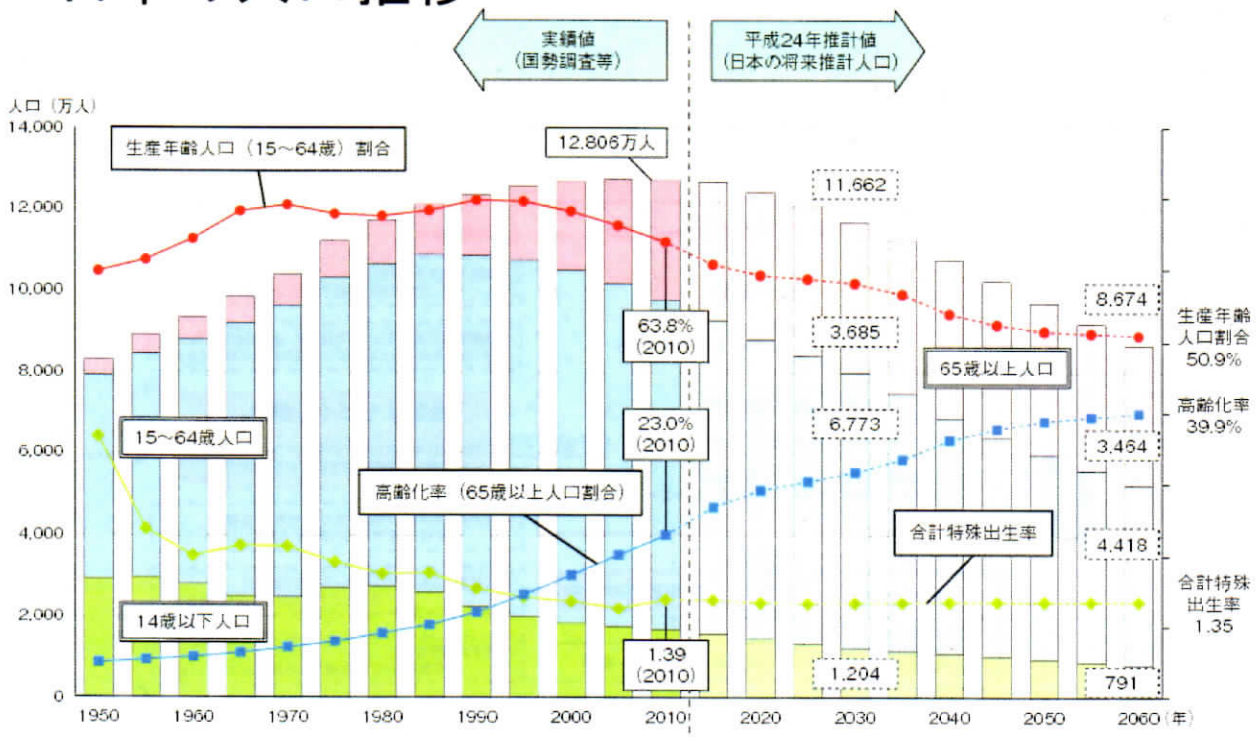

（出典）総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）：出生中位・死亡中位推計」
（各年10月1日現在人口）、厚生労働省「人口動態統計」

人口減少・高齢時代

①新たな住民を対象とするのでなく、住んでいる人のために

⇒まちの拡大でなく維持・更新へ

②困難化する先行投資

⇒身の丈にあったまちづくりへ

※高度成長期は経済の成長と人口の増加で先行投資を回収できたが．．．．

地区まちづくり構想の位置づけ

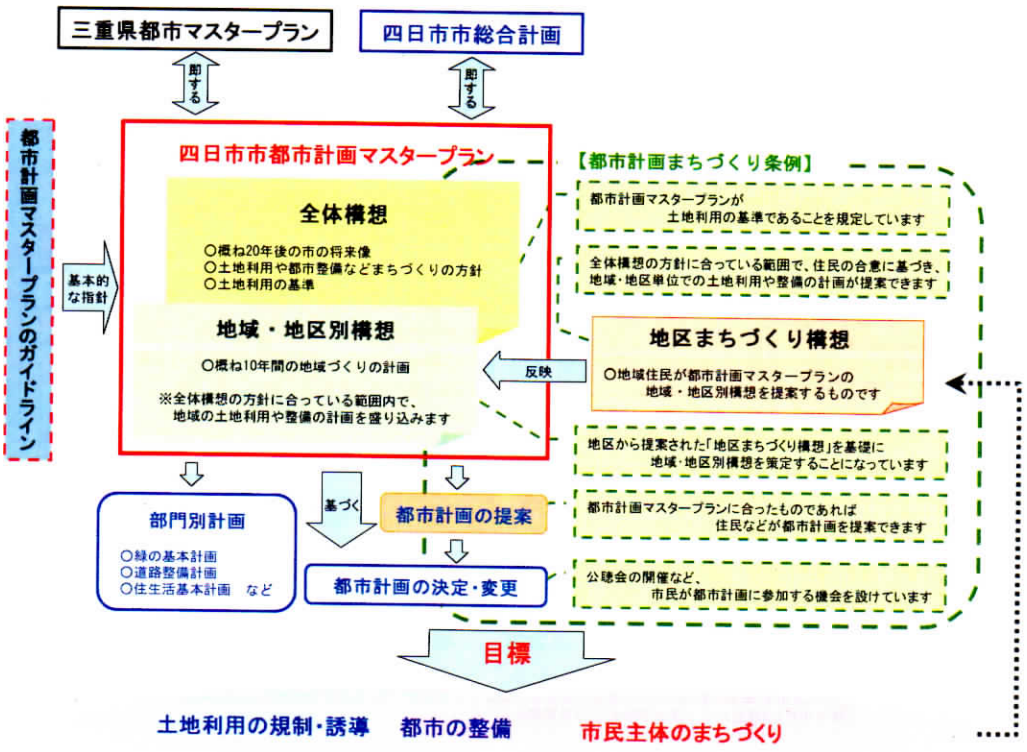

地区まちづくり構想とは？

地域住民が主体

地域の資源（自然、歴史、文化等）整理

市の支援
（コンサルタント派遣等）

将来の**まちづくりの目標や方向性**を策定

住民主体のまちづくりの大切さ

- 住んでいる人が一番良く知っている
  ⇒身近な地区の情報が得られる
- 住民主体で計画を策定する
  ⇒計画実現の可能性が高くなる
- まちに関心を持つ人が増える
  ⇒地域の機能が強化される

地区まちづくり構想策定の流れ

地区まちづくり構想策定委員会の認定要件

- 設立の目的が条例の目的に則していること
- 地区まちづくり構想に係る地区の区域が定まっていること
- 委員が地区の住民等で構成され、概ね当該地区の区域全体から参加していること
- 運営に必要な事項が、会則、規約等で定まっていること　等

※四日市市都市計画まちづくり条例19条

○まちについて考える（まちを知る）

・まちの良い所
（残したい場所や資源‥里山、魅力的な街並みetc）

・まちの悪い所
（地域の問題や課題‥緊急車輌の入れない狭い道etc）

○地図を作ってみる

・地域の大切にしたい場所や問題のある場所などを落とした図面を作成する。

○まちを歩いてみる

・必用なエリアのまち歩きを行ない、地域の資源や課題の確認などイメージの共有を行なう。

○重視すべき課題を整理する

○まちの将来像を考える（将来ビジョンをつくる）
- 現状を放置しておけば、将来まちがどうなるのか。
- 将来どのようなまちにしていきたいのか。
- 住み続けたくなるまちとはどんなまちなのか。

まちづくりニュースの発行
- 地域住民に現状を報告するとともに、地区まちづくり構想への関心を高めていく

そのために何をすればいいのか

○構想実現のための計画づくり
- 具体的な実行内容と手順、手段などを明確にしていく。
- 住民が主体で取組むこと、住民と行政が一緒に取組むことなどを整理していく。

○地区まちづくり構想案としてまとめる

○地区まちづくり構想案の公表

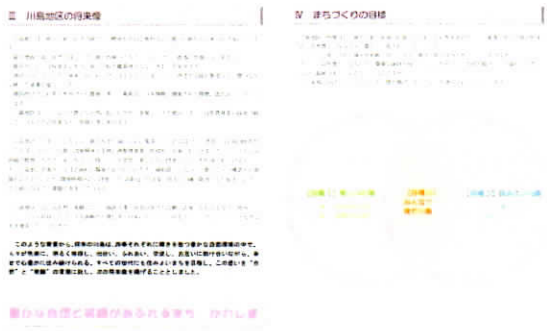

住民意見の聴取

○住民意見をもとに図面・構想案の修正

○地区まちづくり構想の完成

地区まちづくり構想を市へ提案

地区まちづくり構想の策定スケジュール（案）
（他地区の例）

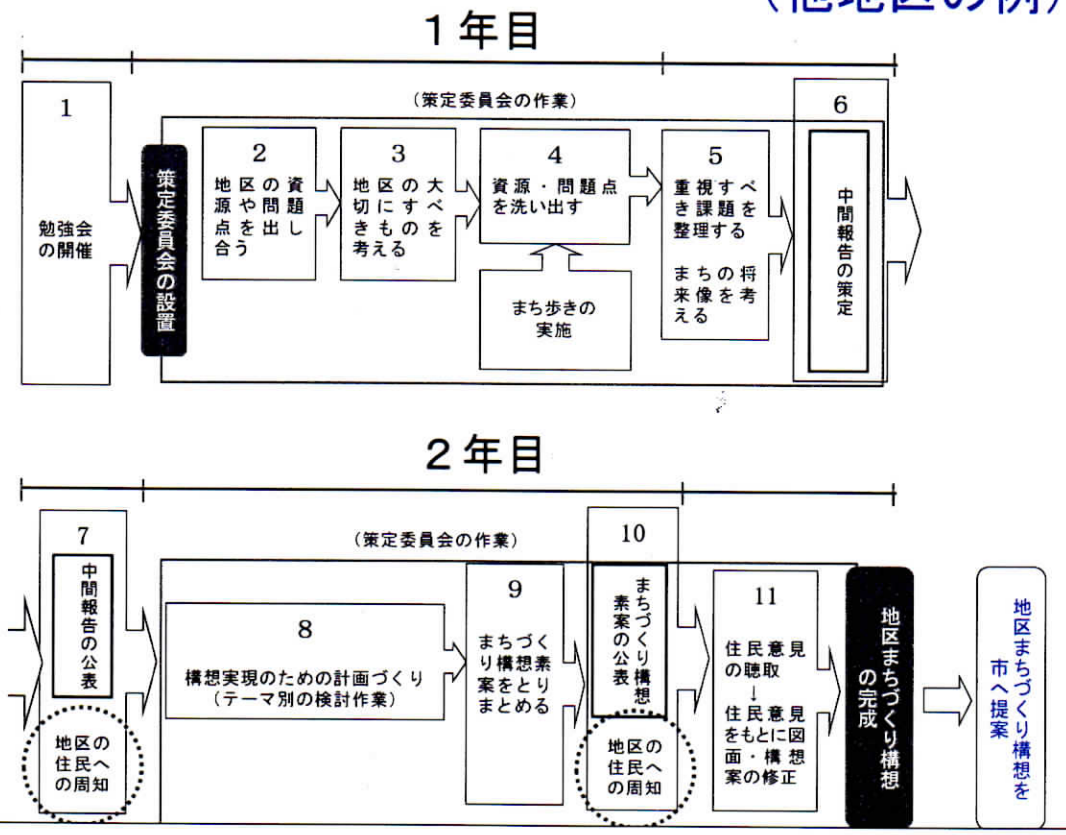

地区まちづくり構想提案後

地区まちづくり構想を基に、「地域・地区別構想案」を市が作成
地区まちづくり構想策定委員会と協議

↓

地域と市で合意

↓

縦覧、都市計画審議会に付議、告示　等の手続き

↓

都市計画マスタープランの
「地域・地区別構想」として位置付け

⇩

地域住民と市の協働によるまちづくり

地区まちづくり構想の提案に基づいた地域・地区別構想の策定例

地区まちづくり構想の提案内容		地域・地区別構想の策定内容
子育てにやさしいまち	あいさつ運動/通学路の防犯パトロール活動/通学路の安全確保	・通学路(市道)の交通安全対策 ・歩道(市道)のバリアフリー化 ・市道の整備、県道・国道の整備要請 ・コミュニティバスなどの導入・運営支援 ・地区計画(地域提案)による土地利用の誘導 ・市民緑地制度の活用
高齢者が暮らしやすいまち	高齢者の見守り活動などシニアボランティア/歩道のバリアフリー化/独居老人が買い物に行けるコミュニティバスの導入	
安全なまち	地域の防災活動/耐震対策	
定住対策	集落の維持に資する遊休地対応/狭隘道路の解消/道路整備の促進	
地域の活性化	日常の買い物施設など地域のまちづくりに寄与する施設誘致/地産地消などの促進	
自然環境保全	自然観察会の実施/不法投棄防止/自然の維持や里山保全	

地区まちづくり構想の取組み状況

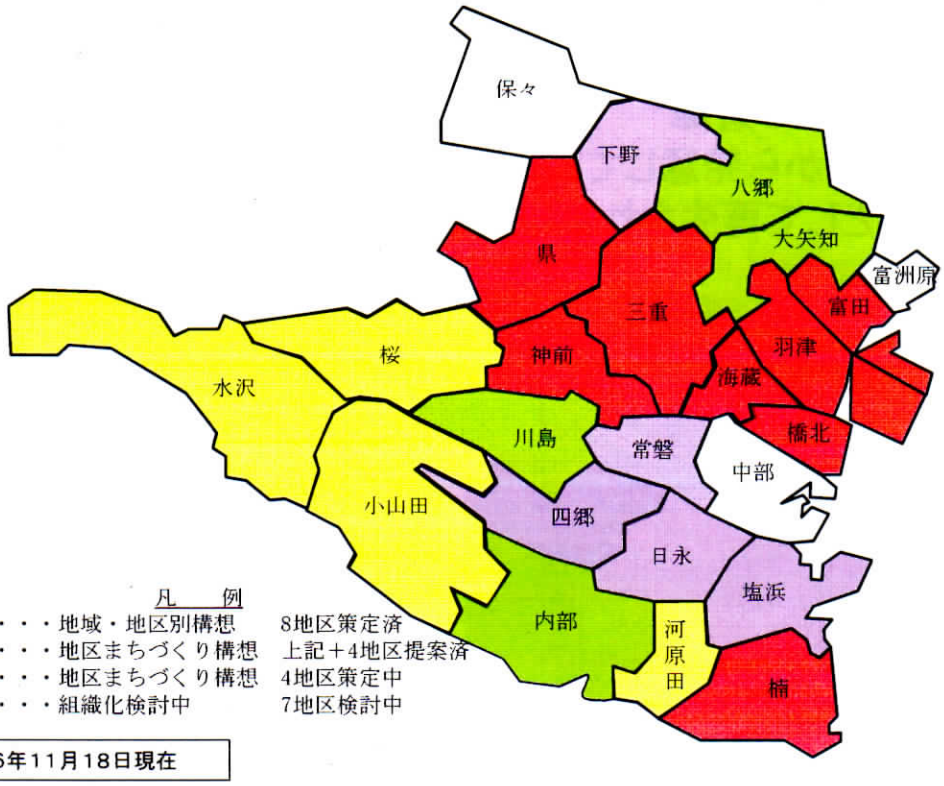

凡　例

- ・・・地域・地区別構想　8地区策定済
- ・・・地区まちづくり構想　上記＋4地区提案済
- ・・・地区まちづくり構想　4地区策定中
- ・・・組織化検討中　7地区検討中

平成26年11月18日現在

まちづくり構想の実現に向けた活動①

里山（岡山）整備の取り組み

- 岡山市民緑地（本市第１号）として開設（H17．5.22）
- 各種団体と協働してイベントを開催
- 「グリーンパーク岡山を愛する会」を設立し、維持管理を実施

東坂部地区　地区計画の様子

㈱三重富士レンガ倉庫
まちづくり構想から発意して、地区計画制度を用いて
田園居住区として再生された

歩行者、自転車の安全対策

JR富田駅と大型ショッピングセンターを結ぶ道路でありさらに通学路にも指定されているが、車の通行量が非常に多い。

自主運行バス神前高角線見直しプロジェクト

「自主運行バス神前高角線見直しプロジェクト」においては、見直し路線におけるルートやダイヤの検討、立ち寄り先の現場におけるチェック、関係機関・企業との調整など、具体的な検討、作業を進めています。

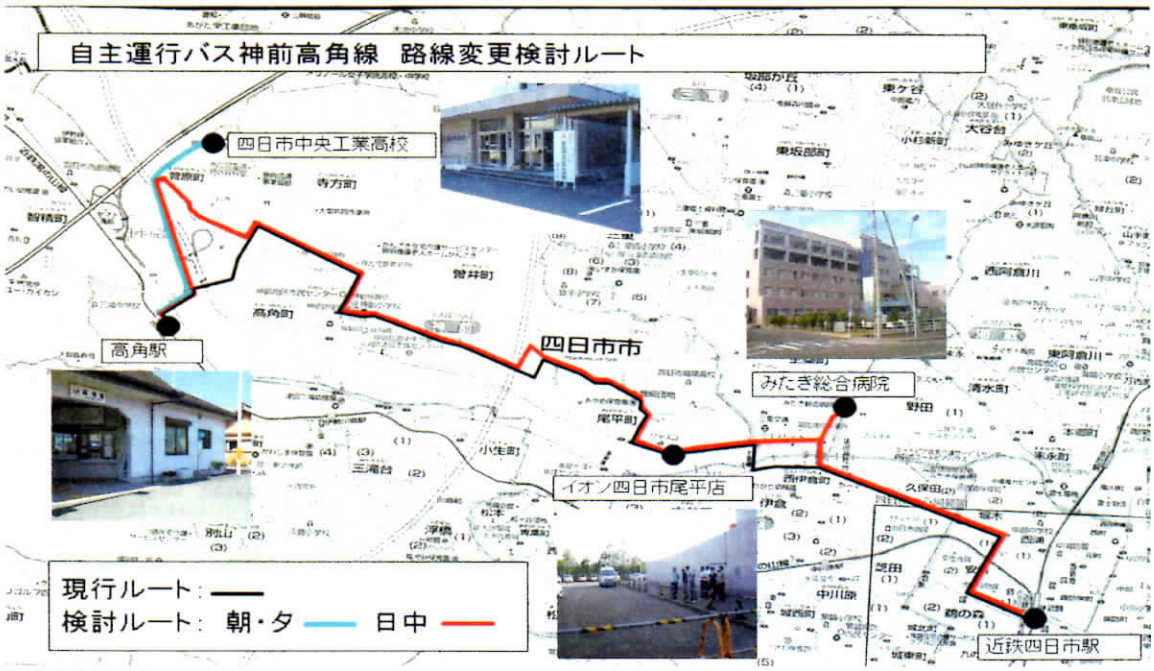

※ 立ち寄り候補地点におけるバス車両の回転、通行可能性や障害物の有無、雨天時への対応などについて、メンバーが現場で実際にチェックを行うなど、実現に向けた具体的な検討を行っています。

古くからのまち富田地区では伝統の行事が復活

四日市・富田地区の田園地帯

『虫送り』半世紀ぶり復活

四日市市富田地区の田園地帯で五日夜、半世紀以上前から途絶えていた伝統行事「虫送り」が復活した。地区の親子連れなど約四百人が、火のついたたいまつを持って田んぼのあぜを練り歩いた。（土屋晴康）

たいまつを持って田園地帯を練り歩く住民たち＝四日市市茂福で

穂に被害を与えるウンカなどを近づき寄せて焼き、豊作を祈る。田園地帯がひろがる同市茂福周辺では年中行事として行われていたが、農業の普及などで一九五五年ごろに途絶えた。

復活のきっかけになったのは、二〇〇六年八月に開かれた「富田地区まちづくり委員会」の「にぎわいのまちづくり」を考える部会。四日市人類博物館学芸部の北島満信教授（七）を部会長に十人ほどの住民で議論した結果、「現存の文化行事の取り組みだけでなく、消滅した行事を復活させることで、地域の連携を深めよう」と、経験した人も多い「虫送り」の実施を決めた。

昨年は同部会などを中心に試験的に実施。今年は茂福町、北村町、北福町の三地区の子どもたちも参加し、本格的な復活となった。

昼に、青竹に笹横からとちりを巻いたたいまつ百二十本を用意し、午後六時半に三地区の神社を同時に出発。一行は、人家のない田園地帯に入ると、寺の鐘を合図にたいまつに火をつけ、鉦を打ちながら約一キロの富田富圃を目指した。

「火を使う行事だから、気を使う」（加藤正美北村町自治会長）と、行列の後ろには消防団員らも続き、火の始末をした。住民たちは富圃に着くと焼香し、自分たちの生活を豊かにするために犠牲になった虫たちを供養した。

五十五年前を知る鈴木光明さん（七）は「もっと大きなたいまつで、四メートルくらい歩いていた」と振り返る。初めて参加した荒木晴臣君（富田小五年）は「すごい熱くて、二人で持っても大変だった」と感想を話した。

北島教授は、「宗教行事には、地域をつなぐコミュニケーションの役割があった。現代の個の時代に、その代わりとなるものはまだ見当たらない」とし、来年以降の継続に意欲を示した。

子どもも参加 地域連携へ

19

1．まちづくり構想の策定体制

神前地区では、地区の将来像を住民みんなで考えてまちづくりの方針や取り組み内容を定め、将来像実現に向けて住民みんなで推進していくことをめざし、まちづくり構想の提案、調査研究、情報発信を行う組織として、地区住民で構成する「神前地区まちづくり構想策定委員会」を設置しました。

神前地区まちづくり構想策定委員会では、神前地区におけるまちづくり構想の取り組みテーマ（目標）を４つに絞り込み、それぞれに部会 ― 「里山部会」、「定住対策部会」、「北勢バイパス関連部会」、「高角駅周辺部会」を設けて、部会ごとで必要な活動や検討、議論を行うこととしました。また、部会の中に特定のテーマについてさらに詳しく検討する２つのプロジェクト「自主運行バス神前高角線見直しプロジェクト」と「里山保全プロジェクト」を設けて、検討を行いました。

そして、各部会、プロジェクトからの報告と部会間の調整を策定委員会で行う方法で、まちづくり構想の策定を進めました。

【策定体制】

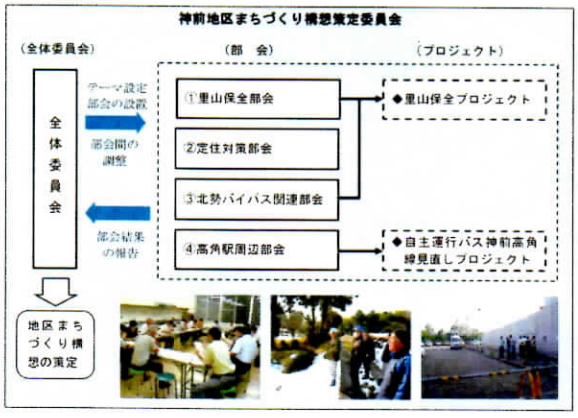

【策定委員会規約】

神前地区まちづくり構想策定委員会規約

（設置）

第１条　神前地区において、第２条に掲げる事項を調査、審議することを目的として神前地区まちづくり構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　委員会は、神前地区の将来像を住民みんなで考え、将来像実現のための方針を住民みんなで推進していくために、まちづくり構想提案、調査研究、情報発信を行う。

（事業）

第３条　委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　まちづくり構想の作成・提案
(2)　住民の意見集約
(3)　まちづくりに関する調査・研究
(4)　会報の発行など住民への情報発信
(5)　その他目的達成に必要な事業

（委員）

第４条　委員会は、次の委員で構成する。

(1)　神前地区連合自治会より選出されたもの
(2)　神前地区社会福祉協議会より選出されたもの
(3)　神前地区同和教育推進協議会より選出されたもの
(4)　一般公募による
(5)　委員会が特に認めたもの

（役員）

第５条　委員会に会長１名・副会長２名・書記１名を置く。
２　役員は、委員の互選によりこれを定める。
３　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。
４　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
５　副会長は、会長の補佐をする。
６　書記は、会議の記録を作成し、委員に報告する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長が召集するものとし、必要に応じて開催する。

（関係人の出席）

第７条　委員会は、協議のため必要があると認めるときは、関係人の出席を求めることができる。

（まちづくり構想策定部会）

第８条　委員会には、まちづくり構想の策定にかかる協議を専門的かつ効果的に行うため、まちづくり構想策定部会（以下「部会」という）を置くことができる。
２　部会には、部会長を置く。
３　部員（部会長を含む）の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。

（事務局）

第９条　委員会及び部会の事務局は、神前地区市民センターに置く。

（その他）

第１０条　この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成２２年　３月１５日から施行する。

20
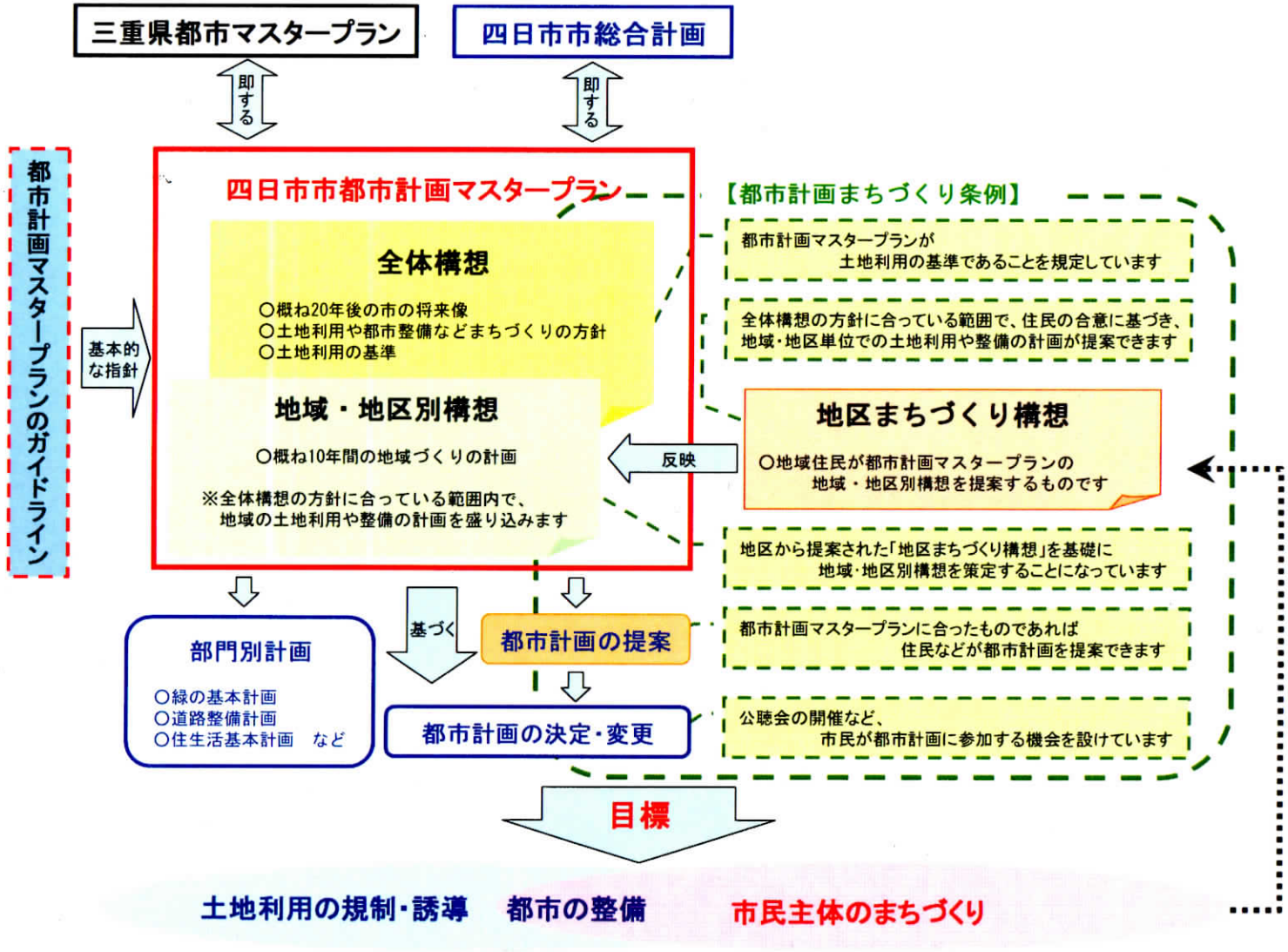
地区まちづくり構想の位置づけ